

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（政令で定める市町村の長による事務の処理）</p> <p>第四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第十八条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第十九条の規定による公表に関する事務は、一関市、日立市、土浦市、ひたちなか市、桐生市、伊勢崎市、太田市、松戸市、君津市、上田市、多治見市、高槻市、明石市、西宮市及び加古川市の長（以下この項において「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。</p> <p>2   前項に規定する事務並びに法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、同条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務、法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務及び法第二十二條の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百</p>	<p>（政令で定める市町村の長による事務の処理）</p> <p>第四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第三条第一項の規定による地域の指定に関する事務、同条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示に関する事務、法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務、法第十八条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務、法第十九条の規定による公表に関する事務並びに法第二十二條の</p>

五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この項において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第二項の規定による意見を述べることに關する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、相模原市、清水市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、倉敷市、呉市、下関市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二〇三（略）</p>	<p>（政令で定める市の長による事務の処理）</p> <p>第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第二項の規定による意見を述べることに關する事務、法第二十二條第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条の規定による公表に関する事務は、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、盛岡市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、八王子市、平塚市、藤沢市、相模原市、清水市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、奈良市、倉敷市、呉市、下関市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二〇三（略）</p>

